

第四百十回国 参議院議院運営委員会會議録第十三号

平成九年三月二十六日(水曜日) 午前十一時四十二分開会

委員の異動

三月二十四日 補欠選任 林 芳正君

金田 勝年君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 下稲葉耕吉君

中曾根弘文君 溝手 順正君 矢野 哲朗君 風間 昶君 寺崎 昭久君 角田 義一君 伊藤 基隆君 吉岡 吉典君 岩永 浩美君 釜本 邦茂君 北岡 秀二君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 中原 爽君 林 芳正君 山本 一太君 岩瀬 良三君 常田 享詳君 平田 健二君 福本 潤一君 山本 保君 三重野栄子君

須藤美也子君

議長 齋藤 十朗君 副議長 松尾 官平君

政府委員 内閣官房副長官 与謝野 馨君

事務局長 黒澤 隆雄君

事務次長 堀川 久土君

議事部長 島原 勉君

委員部長 宍戸 洋君

記録部長 鈴木 威男君

警務部長 巻端 俊兒君

庶務部長 川村 良典君

管理部長 石堂 武昭君

本日の会議に付した案件

○北海道開発審議会委員の選任に関する件

○社会保障制度審議会委員の推薦に関する件

○人事官の任命同意に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

○議院に出席する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○外国派遣議員の報告に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから議院運営

委員会を開会いたします。

まず、北海道開発審議会委員の選任に関する件を議題といたします。

本件につきましては、割り当て会派からお手元の資料のとおり申し出がございました。

割り当て会派申し出のとおり選任を行うこととし、その選挙は、手続を省略して、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、社会保障制度審議会委員の推薦に関する件を議題といたします。

本件につきましては、割り当て会派からお手元の資料のとおり申し出がございました。

割り当て会派申し出のとおり推薦することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、人事官の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。内閣官房副長官与謝野馨君。

○政府委員(与謝野馨君) 人事官播谷実君は三月二十三日任期満了となりましたが、同君を再任いたしたいので、国家公務員法第五條第一項の規定により、両議院の同意を求めると本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいま説明の人事官の任命について同意を与えることに賛成の諸君の

挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 多数と認めます。よつて、本件は同意を与えることに決定いたしました。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○事務総長(黒澤隆雄君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、本年四月から、現行の特殊乗車券及び航空券の選択制に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で特殊乗車券及び航空券をかわせて受けることができることとするものであります。

以上でございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下稲葉耕吉君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する

件及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、以上二件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。  
○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件であります。本件は、ただいま御説明いたしました歳費法の改正に伴う規定の整理を行うとともに、先般、内閣法の改正により内閣総理大臣補佐官が新設されたことに伴い、永年在職表彰議員が常勤の内閣総理大臣補佐官に任命された場合には、その特別交通費を支給しないこととするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件であります。本件は、本年四月から、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二万四百円を二万五百円に、四時間以上の場合には二万五千円を二万五千二百円に、それぞれ改めようとするものであります。

以上でございます。  
○委員長(下稲葉耕吉君) ただいま説明の二件につきましては、事務総長説明のとおり改正することと御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。  
事務総長の説明を求めます。  
○事務総長(黒澤隆雄君) 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。

本件は、事務局職員の定員を一名減らし、千二百六十六人に改めようとするものであります。

以上でございます。  
○委員長(下稲葉耕吉君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(下稲葉耕吉君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、昨二十五日、衆議院から送付されました特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、平成会一人十五分の質疑を行うことに意見が一致いたしました。

理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、外国派遣議員の報告に関する件を議題といたします。

本年、ドイツ連邦共和国、オランダ王国及びデンマーク王国における老人介護、福祉等の制度改革等の実情調査のため海外に派遣されました議員団から報告書が提出されました。  
この報告書は、先例により、本委員会の会議録に掲載することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 次に、本日の本会議の

議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。  
○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。  
本日の議事は、最初に、北海道開発審議会委員の選挙でございます。まず、選挙の手續を省略し、議長において指名することを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議長は同委員に高木正明君及び風間昶君を指名されます。

次に、国家公務員等の任命に関する件でございます。人事官の任命に関する同意について採決いたします。

次に、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、佐藤通商産業大臣から趣旨説明があり、これに対し、平田健二君が質疑を行います。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、通信委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。  
次に、日程第三について、労働委員長が報告された後、採決いたします。  
次に、日程第四について、運輸委員長が報告された後、採決いたします。  
次に、日程第五について、農林水産委員長が報告

告された後、採決いたします。  
次に、日程第六について、厚生委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国会議員歳費法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十五分の見込みでございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(下稲葉耕吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。  
午前十一時四十九分休憩  
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕  
各種委員の選任に関する件  
一、本会議選任

委員名		選任	会派	備考
北海道開発審議会委員	高木	正明君 (再任)	自	来る四月七日委員任期満了の 高木正明君(自)、 風間昶君(平) の後任
	風間	昶君 (再任)	平	

二、議長推薦

委員名	推薦	会派	備考
濱四津 敏子君 (再任)	推 薦	平	来る四月六日委員任期満了の 濱四津敏子君(立)、 梶原 敬義君(社)
清水 澄子君		社	の後任

社会保障制度審議会委員

人事官の任命同意に関する件

播谷 実君

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱  
航空券の交付方式の変更  
各議院の議長、副議長及び議員は、特殊乗車

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて航空券の交付を受けることとする。 (第十条の二関係)  
二 施行期日  
この法律は、平成九年四月一日から施行すること。

改正案

現行

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができ、特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二条第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券の交付を受ける。

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができ、特殊乗車券の交付を受ける。

2 前項の規定による航空券の交付は、当該交付を受けようとする議長、副議長及び議員の申出により、予算の範囲内で、当該申出をした者に係る選挙区等及び交通機関の状況を勘案し、各議院が発行する航空券引換証の交付をもって、行うものとする。

2 各議院の議長、副議長及び議員は、その申出により、前項の特殊乗車券に代えて、予算の範囲内で、両議院の議長が協議して定めるところにより、各議院が発行する航空券引換証と引換えに、両議院の議長が協議して定める航空法(昭和二十七年法律第

第十一条 第三条から第六条までの規定は第九條の文書通信交通滞在費について、第三条から第六条まで及び第九條第二項の規定は第十條の永年在職表彰議員特別交通費について、第九條第二項の規定は第八條の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。

二百三十一号)第百二条第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券の交付を受けることができる。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案要綱  
永年在職表彰議員特別交通費の支給停止  
常勤の内閣総理大臣補佐官に任命された国会議員には、永年在職表彰議員特別交通費を支給しないこととする。 (第十一条の四第一項第三号関係)

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案  
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程  
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

一 航空券の交付に関する改正  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正に伴い、航空券の交付に関する規定を削除すること。(第十二条の二関係)  
三 施行期日  
この規程は、平成九年四月一日から施行すること。

附則  
この規程は、平成九年四月一日から施行する。

改正案

現行

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

第十一条の四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という)第十條第三項に規定する両議院の議長が協議して定める者は、次の各号に掲げる者とする。  
一 各議院の議長、副議長、仮議長、常任委員長若しくは特別委員長又は参議院の

第十一条の四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という)第十條第三項に規定する両議院の議長が協議して定める者は、次の各号に掲げる者とする。  
一 各議院の議長、副議長、仮議長、常任委員長若しくは特別委員長又は参議院の

調査会長

- 二 裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官 弾劾裁判所の裁判長
- 三 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣 官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官 又は政務次官
- 四 前各号に掲げる者のほか、衆議院にあ つては衆議院議長、参議院にあつては参 議院議長が指定する者 (以下略)

調査会長

- 二 裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官 弾劾裁判所の裁判長
- 三 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣 官房副長官又は政務次官
- 四 前各号に掲げる者のほか、衆議院にあ つては衆議院議長、参議院にあつては参 議院議長が指定する者 (以下略)

第十二条の二 法第十条の二第二項の航空券 の交付は、東京から同項の申出をした者に 係る選挙区(参議院比例代表選出議員にあ つては、その者の住所)まで四往復すること ができる分の航空券の購入に要する金額に 相当する金額を月額限度として、同項の 航空券引換証と引換えに行うものとする。

第十二条の二(略)  
第十二条の三(略)

第十二条の三(略)  
第十二条の四(略)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給 規程の一部を改正する規程案要綱  
一 証人等の日当の額の改定  
証人等が出頭し、又は陳述をした日の日当の 額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は 二万五百円(現行二万四百円)に、四時間以上の 場合は二万五千二百円(現行二万五千円)に引 き上げること。(別表第二関係)  
二 施行期日  
この規程は、平成九年四月一日から施行する こと。

規程の一部を改正する規程案  
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給 規程の一部を改正する規程  
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程 (昭和二十二年九月一日両院議長協議決定の一 部を次のように改正する。  
別表第二中「二〇、四〇〇円」を「二〇、五〇〇 円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改 める。  
附則  
この規程は、平成九年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改

正

案

現

行

別表第二(第二条、第三条関係)

車 賃 (一キロメートルにつき)	三七円	
	出頭し、又は陳述をした日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合 二〇、五〇〇円
日 当 (一日につき)	出頭し、又は陳述をした日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合 二五、二〇〇円
出頭し、又は陳述をした日以外の日	三、〇〇〇円	
宿泊を要する場合には、上記の金額に証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。		

別表第二(第二条、第三条関係)

車 賃 (一キロメートルにつき)	三七円	
	出頭し、又は陳述をした日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合 二〇、四〇〇円
日 当 (一日につき)	出頭し、又は陳述をした日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合 二五、一〇〇円
出頭し、又は陳述をした日以外の日	三、〇〇〇円	
宿泊を要する場合には、上記の金額に証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。		

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。  
第一条中「千二百六十七人」を「千二百六十六人」に改める。

附則  
この規程は、平成九年四月一日から施行する。

三月二十六日(水)の議事予定  
北海道開発審議会委員の選挙

選任 高木正 明君(自)

風間 昶君(平)

国家公務員等の任命に関する件(同意)

人事官 播谷 実君

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(趣旨説明)

趣旨説明 佐藤通商産業大臣

質疑 平田 健二君(平) 一五分

總理、通産、国土

日程第1 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第2 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第5 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

特定事項調査議員団(第二班)報告書

團長 参議院議員 南野知恵子

同 西山登紀子

同 中尾 則幸

同 厚生委員会

同 調査室首席 村岡 輝三

本議員団は、老人介護、福祉等の制度改革等の実情調査のため、本年一月八日から同月十七日までの十日間、次の日程により、ドイツ、オランダ、デンマークの三カ国を訪問した。各国においては、老人介護、福祉の制度改革等の実情について調査するとともに、関連施設の視察を行った。

一月 八日 東京発(パリ経由) ボン着(二泊)

九日 老人介護ホームを視察

ソーシャル・ステーションを視察

連邦労働社会省を訪問

ボン発 ベルリン着(二泊)

十日 メディカル・サービス機関(MDK)を訪問

十一日 高齢者介護施設を視察

十二日 ベルリン発 アムステルダム着(二泊)

十三日 介護センターを視察

十四日 健康保険基金審議会を訪問

十五日 アムステルダム発 コペンハーゲン着(二泊)

社会省を訪問

十五日 高齢者集合住宅を視察

十六日 高齢者総合福祉施設(プライエム)を視察

十六日 コペンハーゲン発(ロンドン経由)

十七日 東京着

調査の概要は、次の通りである。

一 ドイツ

1 全般的介護保険実施状況

(1) ドイツの一九九四年の六十五歳以上人口比率は一五・四％であるが、今後は、二〇〇〇年で全人口の一六・〇％、二〇二五年で二二・九％に達すると予想されている。このような高齢化の進行に伴う介護問題の深刻化を踏まえて、介護保険法が一九九四年成立し、一九九五年から施行されている。同法は、三ヶ月間保険料の徴収を先行させた後、同年四月から在宅介護サービスの開始(第一段階)、一九九六年七月から施設介護サービスの開始(第二段階)と段階的に実施されてきた。

介護保険の評価は、いくつかの問題を抱えながら、全体としてはおおむね順調に推移しているというのが、連邦労働社会省、介護金庫、施設等関係者の反応である。

在宅・施設いずれをとっても、介護保険の導入前は、全額利用者負担であったことを考えれば、介護保険からの給付開始により、利用者負担が大幅に軽減されたことは事実であり、利用者から介護給付を受けることになって助かっているとの率直な声が聞かれる一方で、要介護認定をめぐる不満があることも事実である。介護保険があらゆるサービスのカバーするものではなく、宿泊費、食費等は支払われ、「介護」のみをカバーするものであることに対し、立法論議の中で十分な議論がなかつたこともあり、期待を抱いていた利用者の中には失望感を味わうものも多かったと言われている。本議員団の訪問・視察先においても、多くの人がその点を指摘していた。

(2) ドイツの介護保険制度は、疾病保険に加入する全居住者を強制加入の被保険者とし、疾病金庫毎におかれる介護金庫を被保険者としている(疾病保険に加入しない高額所得者は民間介護保険に加入している)。

要介護状態にあると認められた被保険者は、在宅介護給付については、現物給付、現金給付(介護手当)又は両者の組合わせ給付を選択することができ、一九九五年の実績で約九割が現金給付を選んでいる。

この背景としては、連邦労働社会省の説明によれば、既に家族、隣人などに介護してもらっており、それら介護者に世話料として渡すケースが多い、現物給付といっても、すべてのサービスを受けることは出来ず、不足額は利用者負担が社会扶助に頼らざるを得ないことが考えられるとしている。また、高率の失業を背景に「生活費補助」との認識で受給している者も多いとの指摘もあるところである。なお、家族等で一定要件を充たす介護者については、年金保険料、労災保険にかかると社会保障及び税制上の所要の措置が取られている。最近の傾向としては、徐々に現物給付を選択する者が増え、全国的には、現金給付が八割とされている。ある介護金庫連合会では、最近の新規申請者の割合では、現物と現金が半々程度になつてきているとのことである。

(3) 要介護度の判定のための統一指針を介護金庫の中央連合会が疾病保険の被保険者団体等の関係団体と共同で策定し、連邦労働社会省の承認を得ている。

要介護度判定は、州単位で疾病金庫が共同で設置する独立の審査機関であるメディカル・サービス機関(MDK)の職員が被保険者の居宅を訪問し、統一指針に従って行う鑑定によって行う。

なお、介護保険導入直後は要介護度の審査を担当するメディカルサービス機関(MDK)の処理能力を上回る大量の申請が殺到し、一時的に審査・認定業務の滞りを見たが、その後はおおむね順調に推移しているとのことである。

要介護度の認定に関しては、第一に州間格差の問題がある。メディカル・サービス機関(MDK)自体は(訪問したベルリンのメディカル・サービス機関(MDK)においても)、高齢化率や都市と地方との違い、在宅が多いか施設入所者が多いかといった「地域特質」によるものとし、審査基準適用の不統一が原因との批判に反論している。また、メディカル・サービス機関(MDK)側においても、MDK連合による質の確保のため努力もさ

れているところである。

これに対し、ボンにおいて訪問した労働社会省の介護保険担当部長は、「納得のいく説明がまだない。合理的な説明が出来なければ、それは認定を行う医師が違判断をしていることになり、社会的公平性の観点から問題である。この問題に取り組むため、認定のための統一な基準を作成すべく、現在検討中である」と語っていた。

次に、要介護度の認定を医師中心に行なっており、介護の必要性からみておらず、また、精神疾患や痴呆の人々にとって、不利であるとの批判がある。後者の批判については、連邦労働社会省は、実際は精神疾患及び精神障害の人々の申請は、むしろ却下率が低く、身体的な病気の人々と比較してより高い介護に位置付けられているとしてい

る。同省の介護保険担当部長は「一般的な形で介護の形を拡大すると対象者が大幅に膨らみ、介護概念を広げると病気の子供まで対象に入りかねないし、大人でも重病でそばにいる人が必要人も入りかねないことも留意するべきである」と限定的な財政では、限定的な給付に止まることを考えざるを得ない」と述べ、この問題の取り扱いの難しさに言及していた。

階では、政府は「節減パッケージ」による社会保険料率全体の抑制を決定し、決着をみている。一九九六年末で介護保険には、概算で財政準備金として約八十億マルクの黒字であり、そのうち、約四十億マルクが剰余金として計上されようとしている。連邦労働社会省の介護保険担当部長によれば、「この黒字の原因は、三ヶ月間保険料を先行徴収し財政的に安定するようにしたことによるものであり、今後引き続き存在していくかははっきり言えず、細心の注意により管理する必要がある」としている。

2 在宅介護給付の実施状況

(1) 介護金庫の業務統計によれば、約百四万人の要介護者が、介護保険から在宅介護を受けている。

介護度別には、介護度I(相当介護)該当者が四十七万四千人、介護度II(重度介護)該当者が五十二万五千人、介護度III(最重度介護)該当者が四十四万四千人となっている。なお、審査の際の却下率は、連邦全体の平均で、二八・六％である。

民間介護保険を合せると、合計約二百二十万人の要介護者が、介護保険から在宅介護給付を受けている。

(2) 在宅介護給付は、現物給付と現金給付(介護手当)又は両者の組み合わせによるが、いずれも、要介護度に応じて上限が定められており、当該上限を超えるものについては、利用者負担となる。

現物給付たる在宅介護給付は、給付の組み合わせ毎に点数又は単価を決める方式が主にとられている。なお、介護に関連し疾病保険から給付されるものとしては、在宅看護給付、補助用具給付があり、在宅看護給付は一疾病につき四週間を上限としている。

(3) 現物給付による在宅サービスの供給は、介護サービス提供者との間でサービス供給契約及び報酬協定を締結して行われる。サービス供給契約を締結している介護サービス提供者は、約一万一千事業者とされている。

介護サービス提供者は、ソーシャル・ステーションを拠点として、訪問看護、在宅介護、家事援助、相談等の保健・医療・福祉にわたり総合的にサービスを提供している。ソーシャル・ステーションは、旧西独地域では、最近の統計データはないうが、一九九二年約三千六十六カ所であるが、近年大幅に増加中とされており、旧東独地域では、一九九六年三月現在で千三十カ所設置されている。在宅サービスの対象となる老人居宅ホーム(日本の軽費老人ホームに相当)は一九九五年六月現在四百四十二カ所設置されている。

3 施設介護給付の実施状況

(1) 一九九六年五月、ドイツ介護保険の第二段階施行のための法案が成立し、同年七月から施設介護給付が始まっている。

メデイカル・サービス機関(MDK)では、同年一月には、施設要介護者の審査に着手しており、同年十月末までに、メデイカルサービス機関(MDK)に約七十万五千件が係属し、すでに六十五万五千件が処理されている。メデイカル・サービス機関(MDK)は要介護度について、約六十万三千件の審査に基づき、施設入所者の二〇・七％(十一万八千二百一十一人)が介護度I、三二・九％(十八万二千八十一人)が介護度II、施設入所者の二二・二％(十三万二千六百六十五人)が介護度III、二四・一％(十三万七千五百六十六人)が要介護でないとの勧告を行った。

施設分野では、介護金庫の給付統計がまだなく、連邦労働社会省では、約三十五万人の受給者となると予測している。これには障害者入所施設の要介護者が含まれていないが、五万人は超えないだろうと見込まれており、これを合せて、施設分野では、合計四十万人の受給者が存在すると考えられている。

(2) 施設介護給付の対象となるのは、老人ホーム(日本の養護老人ホームに相当)、老人介護ホーム(特別養護老人ホームに相当)及び老人複合施設であり、一九九五年六月現在七千七百四十六施設(定員数六十万八千八百八十三人)である。また、施設

の設置主体は、民間福祉六団体を中心に、地方公共団体、民間営利団体となっている。民間営利施設は新規参入も多く、一九九五年六月現在、施設数にして約三割を占めており、これに対し、旧来のキリスト教系福祉団体等からは、十分な専門スタッフによる適切な介護サービスの提供という観点から、不安を訴える声も出ているという。

(3) 施設介護給付は、一九九六年七月から一九九七年十二月までの経過措置として、次の通りとされている。介護保険導入という新しい事柄に対し、本議員団の訪問した介護給付施設においては、今後への不安と慣れないことへの戸惑が感じられたところである。

① 介護施設に対する現物給付は要介護の程度に応じ、一人当たり包括支払となる。ただし、給付額は、施設全体の介護料の七五％又は一人当たり平均月額二千五百マルクを上限とする。

② 基礎的介護の他、「治療的介護」注射、カテーテル装着など「及び」社会的世話(社会的活動など)も対象とする。

③ 一九九六年六月までの入居者については、介護保険の認定が却下された者でも、引き続き入居(ただし、社会扶助の対象となる)できる。

④ 今後施設は、従来通り独自の介護料を設定するか、介護保険による要介護段階に対応した新たな介護料を設定するかの二つの選択を有する。

⑤ 食事及び宿泊の費用は、要介護者の利用者負担となる。

(4) 施設サービスにおける利用者負担は、宿泊、食事の費用については、全額利用者負担であり、介護費用については、保険給付の額の範囲内であれば利用者負担はないが、介護費用のうち保険給付額を超える部分については、利用者負担となる。

(5) これにより、従来施設で決められていた介護費用が、要介護度に応じ支給されるようになった。施設介護給付の包括支払い、治療的介護の費用負担等経過措置の影響、介護施設の投資費用負担を巡る州の姿勢により、介護保険導入の眼目の

一つである施設入居者の社会扶助からの解放(介護保険制度導入前は、施設入居者の八割(旧東独地域ではほぼ十割)は、市町村の運営する社会扶助に依存せざるを得ず、要介護者及びその家族はもちろんで、自治体財政にとっても深刻な問題となっていた)がどの程度進むか、今後注目されるところである。

## 二 オランダ

### 1 概要

オランダは、ドイツと同様社会保険を中心とする社会保障体制をとっている国である。

一九九五年における総人口のは、約千五百四十二万人であり、その一三・二%が六十五歳以上人口である。戦後のベビーブーム及び一九六〇年頃からの出生率の低下により、今後若年層の比率の相対的低下が続き、二〇三五年に高齢化のピークを迎えるものと推定されており、その際は二三・四%に及ぶものと推定されている。

高齢者介護については、ドイツでは介護保険制度を一九九五年から発足させたが、オランダにおいては、介護費用は、段階的にはあるが医療保険によって賄われている。

すなわち、医療保険は短期医療保険(健康保険ZFW)と長期療養保険(特別医療費保険AWBZ)に分かれ、介護費用は、一九六八年から段階的に施行されたこの特別医療費保険により賄われている。特別医療費保険を健康保険と別制度としたのは、健康保険では、一定所得以上の者は民間保険に加入することとされており、民間保険加入者が多いため(約三割)、長期療養等を含めたのは、健康保険が保険として成立しないと考えられたからとされている。

ナッシングホームの費用は当初からこの保険の給付対象とされており、次いで、一九七七年から施設でのデイケアが、さらに、一九八〇年から訪問看護が特別医療費保険の給付対象とされた。最近においても特別医療費保険は、社会保障改革の一環として改革が進められており、一九八九年から費用が賄われていたホームヘルプについて、本

年から権利として支給される保険給付とし、訪問看護サービスとホームヘルプ・サービスを統合した在宅ケアサービスを導入している。また、病院ケアの在宅ケアへの置き換えをさらに促進するためにも、在宅ケアの費用の一部は、健康保険(ZFW)によって賄われ、患者が病院ケアに引き続き直ぐに在宅ケアを受けられる権利を保障することにより、早期の退院を促進することとしている。さらに、現在公費で賄われている老人ホームも二〇〇二年から保険給付とする予定である等福祉給付の取り込みが図られてきている。このため、特別医療費保険の保険料負担は大きく、医療保険全体の中での比重も大きいものとなってきている。

### 2 特別医療費保険の実施状況

(一) 特別医療費保険はオランダに居住する全ての者に強制適用され、国の機関である健康保険基金審議会が基本的に財政責任を負い、健康保険の保険者公的的健康保険基金、民間保険会社及び公務員共済組合が特別医療費保険の運営の一部を行うとともに、財政責任の一部を担っている。本議員団は、健康保険基金審議会を訪問し、事務局の政策担当者から医療保険の概要と特別医療費保険をめぐる最近の動向について、次のような説明を受けた。

特別医療費保険は、現物給付が原則であるが、一九九五年から現金給付として個人介護予算制度が導入された。この制度は、「サービス機関に対する不満や障害者の自治、自己決定といったことから求められたものであり、一九九一年から一九九三年までの実験を行なった結果に基づき、一九九五年七月から全国レベルで実験が継続されている」もので色々な側面を検討しながら進めてきている。このような中で、現金給付がその目的に応じて使われるよう、すべてを現金で渡すことな

り、予算保有組合を通して介護が受けられる仕組みとされている。また、同氏は本議員団からの質問に対し、「現金給付は決まった総予算の範囲内でやるので、予算的には中立的に作用すると考えている。むしろ、ねらいは、制度の弾力化である」旨強調していた。

(二) 介護政策の基本は、治療よりも介護、介護よりも予防、施設介護よりも在宅介護、フォーマルな介護よりもインフォーマルな介護を優先する代替政策であることとされる。

高齢者福祉の方策としては、施設ケアとしては老人ホーム及びナッシングホーム、在宅ケアとしては訪問看護、ホームヘルプ等があるが、老人ホームを除き特別医療費保険より給付されている。

特別医療費保険の給付としては、ナッシングホーム、身体障害者施設及び精神薄弱者施設でのケア、ナッシングホームでのデイケア、訪問看護団体による在宅サービス(福祉用具の貸与も含む)、補装具の支給・貸与等のほか、身体障害者及び精神薄弱者のデイセンターへの通所、視覚障害者のケア等も保険給付の対象となっている。そのほか、一年以上の長期入院医療等長期医療にかかる給付も保険給付の対象となっている。

(三) 在宅保険給付は、家庭医の診断に基づき、特別医療費保険の運営主体と契約を結んだサービス供給主体に申し込む。サービスの提供は基本的に被保険者、運営主体及びサービス供給主体との協議により行われる。

ケア組織としては、従来宗教団体別に、しかも訪問看護とホームヘルプの組織が別々に設けられていたが、近年統合合併され、中央では一九九〇年に全国ホームケア協会に統合されている。また、地方では、訪問看護団体が一九九〇年には七十二団体であったが一九九三年には三十八団体に、ホームヘルプ団体は二百二十団体から八十五団体になったとされている。なお、両方を行う団体は三十一団体とされている。

本議員団が説明を受けた健康保険基金審議会の政策担当者によれば、「一九八九年ホームヘルプの費用を特別医療費保険でみることにした目的は、これら団体の統合であった」とのことである。

(四) 施設給付であるナッシングホームと老人ホームへの入居は、地方自治体によって設置された指示委員会によって行われる。

本議員団の訪問した介護センターにおいては、「従来はケアハウスへの入居希望者が多かったが、現在では、自宅で訪問看護等を受ける人が多く、また、従来型のケアハウスは、入居室が狭すぎて入居希望者が少なくなってきた。当施設においても、現在部屋を広くするために改革中である」とのことであった。在宅介護の進展と、それが施設へ与える影響を感じ取った次第である。

(五) 特別医療費保険の給付及び事務に要する費用は、定率及び定額の保険料並びに国庫負担金によって賄われている。定率の保険料は、課税所得に課され所得税に付加する形で税務署を通じて納付する。保険料率は一九九五年で四万四千三百九十四ギルダー以下の課税所得の八・八五%である。国庫負担金は従来租税で賄っていたサービス特別医療費保険から給付することとしたために節約出来た費用の一部を負担すると言った考えでなされおり、国の定めた保険料率で賄えない分を負担している。

健康保険基金審議会の政策担当者は、「現下の主要な課題として、費用の軽減に務めている。全体費用が少なくなれば保険料は少なくてすむ」と語っていた。

### 三 デンマーク

#### 1 概要

(一) デンマークは、ドイツ、オランダとは異なり、社会保障の財源を主として租税に求めており、保険料による事業主、被用者の負担は、失業保険を中心として全体の一三%にすぎない。

総人口五百二十二万人(一九九五年)のうち六十五歳以上人口比率は一五・三%であり、高齢者医療福祉三原則のもとに、二十四時間在宅ケア体制を実施する等介護福祉の高い水準を誇っているが、他方で、消費税は二五%、国民負担率は一九九四年で七八・八%と、典型的な高福祉高負担の国と言えよう。



本議員団の訪問した社会省の高齢者福祉政策担当者は、「在宅ケアの進展がデンマークの誇りの一つとなっているが、現在のデンマークの福祉は、二十年、三十年かけて、政治家が国民と話をしながら改革を進めてきた結果到達したものである」とことを強調していた。

(2) デンマークにおける高齢者介護政策は、一九六〇年代には経済成長を背景として、女子の就業率の高まり、核家族化の進行などにより、保育や介護などを社会的に支援する仕組みが要請され、プライエム(ナースینگホーム)等の建設を進めるとともに、地方分権の徹底が図られた。分権化においては、市及び県の統合を図りつつ、福祉や教育などを市のレベルで行なえる体制の整備を図るとともに、財源も併せて配分され、国、県、市の業務を分権化している。また、全国民を対象とする普遍的な制度への移行を目指して福祉関係法を一本化した「生活支援法」の制定(一九七四年)、租税による普遍的な医療サービスを実施するための「医療法の制定(一九七三年)、看護婦とホームヘルパーによるケアの一体的な提供体制の確立(一九七六年)等を進めた。

(3) かくして、一九七三年の石油ショック前までのデンマークは、問題のないことが唯一の問題といわれる全盛期を迎えたが、石油ショックにより経済が悪化し、一九八〇年代に社会福祉の根幹を維持しつつも、必要な改革を実施してきた。

2 高齢者医療福祉三原則

(1) 一九八二年社会省に設置された「高齢化に関する委員会」が、人生の継続性の原則、高齢者の自己決定の尊重、残存能力の活用からなる高齢者医療福祉三原則を示し、施設サービス重視から、在宅サービス重視へと政策を大きく転換した。

この高齢者医療福祉三原則に基づき、一九八七年高齢者住宅法を制定し、ケアを必要とする人でも、少なくとも二つの部屋のある住宅に住めるようにすべきことを定めた。そして、プライエムは、費用がかかり過ぎるとともにサービス過剰で自助の意欲をなくしてしまうとして一九八八年以降は

建設しないとされた。この結果、デンマークでは、以後プライエムの建設はなくなり、高齢者集合住宅が積極的に建設されるとともに、これまでのプライエムを高齢者集合住宅に転換する動きが活発となっている。また、これらの高齢者住宅にデイホームやデイセンター、ホームヘルパーや訪問看護婦のサービス・ステーションなどを併設する複合施設の建設が盛んとなっている。

(2) 在宅サービスとしては、訪問看護、ホームヘルプ・サービス、デイケアホーム、デイセンターを市町村から提供されている。ホームヘルプ・サービスについては、ケアを必要とする人には無料で提供している。

(3) 一九九〇年一月以降はプライエム入居者であっても、いったん年金を本人に支払い、それによって本人が施設サービスを購入するようにしている。

本議員団が訪問した社会省の高齢者福祉政策担当者は、「プライエムに入居しても年金は全額受け取れる。年金を使って、家賃、光熱費、食費、美容料等の支払いに充てるようになっていく。施設でも自宅と同じような生活が出来る。居住者は、どのようなサービスをどのような頻度で購入するかを選択出来る。さらに、ヘルパーを選択する自由もある。ヘルパーの意識も変化してきている。老人を人間としてではなく、仕事の対象としか見ない見方から、個人個人を大切にしようという気持ちが出てきている。ヘルパーが、全部やっつけてあげると、出来るだけ高齢者に選択させるようにすると、どちらが幸せかという点、後者の方が幸せな生活だとする調査会の報告が出ている。ここではヘルパーの考え方を考えることが重要だということも強調しておきたい。施設においても、ヘルパーと居住者のふれあいが大切で、仕事の量が大切なのではない。」と高齢者医療福祉三原則の具体的な適用例として述べていた。

また、本議員団が訪問したプライエムの園長は、「居住者の収入は国民年金であるが、月額約十万円である。これから、住居費、食費、保健衛生

費、教養娯楽費等標準的にかかるものを支払っても、約三万円は手元に残ることとなる」と説明していた。

3 高齢者介護の体系と今後の見直し

(1) このように、現在のデンマークにおける高齢者介護福祉は、年金、住宅、介護の三本建てでそれぞれが保障されており、生活費は年金で、住宅は家賃補助を前提とした高齢者集合住宅で、介護は市町村の在宅ケアサービスにより高齢者介護福祉を総合的に保障しているところである。その際は、高齢者医療福祉三原則に基づき、出来るだけ在宅で暮らせるようにし、高齢となり施設サービスが必要なものにはプライエム等の施設に入居するといった体系となっている。施設サービスとしては、プライエム、シェルターハウス(ケアハウス)及び高齢者集合住宅があり、重度はプライエム、中度はシェルターハウス、軽度が高齢者集合住宅を利用出来る体系となっている。この場合、プライエム、シェルターハウスは、施設内に介護サービス体制を持つが、高齢者集合住宅は独自の介護施設を持たず、自宅における同様の介護サービスを市町村の介護センターから受けることとなる。

この結果、高齢者の九四%から九五%が在宅で生活し、在宅サービスを受ける年齢層は、八十歳以上にシフトしてきており、週当たり受給時間も短時間の者が増えてきている。また、プライエムの入居者の七八%が九十歳以上で、九三%が八十五歳以上となっており、その結果、プライエムへの平均入居期間は一年数ヶ月となっている。

社会省の政策担当者によれば、「在宅ケアサービスは、最初は費用の軽減が目的の一つであったが、現在では、なるべく長く自分たちの生活をしてもらう方向に変わってきた。在宅ケアサービスもプライエムも、介護には同じく費用がかかっている」とのことである。

エムはあと二千戸は欲しいというのが現実ではないかと考える。しかし、税金に余裕がないというのが政治家の考えで、私としてはどうしようもない。私も、税率は高すぎると思う。政治家もそれを無視できず、したがって、新しいプライエムもできない」と本議員団に率直な意見を述べていた。

(2) 六十五歳以上人口比率は、一九八〇年から二〇一〇年までは一四%から一五%と安定的に推移するが、以降は急上昇するものと見通されている。今後の高齢化の進展のこういつた予測や財政的にも一九八〇年代に諸改革を実施し対処してきたことから、今後二〇一〇年くらいまでは現在の制度を維持出来るとの見通されている由である。

以上が本議員団の調査結果の概要報告であるが、訪問したいずれの国においても、低成長下で今後の急速な一層の高齢化を迎えるに当って、社会保障制度についても、これまでの成果を守りつつ必要な改革は行い、その中で、高齢者介護福祉の需要に対応していこうと努力されていることを強く感じた所である。

最後に、本議員団の訪問に際して、短期間のうちにアレنجをお願ひする等多大なご協力を頂いた関係各省庁、在外公館等関係者の方々に対し、深く感謝の意を表する次第である。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。



第十條の二 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払ふことなく乗ることが出来る特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百一条第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券の交付を受ける。

2 前項の規程による航空券の交付は、当該交付を受けようとする議長、副議長及び議員の申出により、予算の範囲内で、当該申出をした者に係る選挙区等及び交通機関の状況を勘案し、各議院が発行する航空券引換証の交付をもつて、行うものとする。

第十一條中、「前条第一項の特殊乗車券及び同条第二項の航空券」を、並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券に改める。

附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
（予備審査のための付託は同日）

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

平成九年三月二十八日印刷

平成九年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K